処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の８第２項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項（教習射撃場の指定）、第９条の８第１項（教習射撃場の指定の解除等）・第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６１条（教習射撃場の指定の解除）
処　分　基　準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：